LEPO KARUIZAWA　**宿泊約款**

第１条　（適用範囲）

LEPO KARUIZAWAが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

２．

LEPO KARUIZAWAが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第２条　（宿泊契約の申し込み）

LEPO KARUIZAWAに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項をLEPO KARUIZAWAに申し出ていただきます。

イ．　宿泊者名

ロ．　宿泊日および到着予定時刻

ハ．　電話番号及び連絡が可能なＥメールアドレス

ニ．　宿泊者数

ホ．　犬の頭数

ヘ．　LEPO KARUIZAWA利用規則およびLEPO KARUIZAWA宿泊約款への同意

ト．　その他LEPO KARUIZAWAが必要と認める事項

２．宿泊客が、宿泊中に前項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、LEPO　KARUIZAWAは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第３条　（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、LEPO　KARUIZAWAが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、LEPO KARUIZAWAが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

２．前項の規定により１泊以上の宿泊契約が成立したときは、宿泊料金をLEPO　KARUIZAWAが指定する日までに、お支払いいただきます。

３．前項の宿泊料金は、原則としてLEPO KARUIZAWA ウェブサイトまたはSNSサイトの料金表に記載する金額とします。

４．第2項の宿泊料金を同項の規定によりLEPO　KARUIZAWAが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、宿泊料金の支払期日を指定するに当たり、LEPO KARUIZAWAがその旨をEメール等で宿泊客に告知した場合に限ります。

第４条　（宿泊契約締結の拒否）

LEPO KARUIZAWAは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

１．宿泊の申込みがこの約款によらないとき。

２．満室によりLEPO KARUIZAWAの余裕がないとき。

３．宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

４．宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ．暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に指定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ． 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき

ハ． 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

５．宿泊しようとする者がLEPO KARUIZAWA　もしくは　LEPO KARUIZAWA従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。

６．宿泊しようとする者が、厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。

７．天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

８．宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

９．他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

第５条　（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、LEPO KARUIZAWAに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

２．LEPO　KARUIZAWAは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、（別表１）LEPO KARUIZAWAキャンセル規定に掲げるところにより、キャンセル料金を申し受けます。

３．LEPO　KARUIZAWAは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後６時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻、ただし、最大でも午後１１時５９分）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理します。

第６条　（LEPO KARUIZAWAの契約解除権）

LEPO KARUIZAWAは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

１．宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

２．宿泊客が厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。

３．天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

４．宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ．暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき

ロ．暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき

ハ．法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき

５．宿泊客がLEPO　KARUIZAWA　もしくはLEPO　KARUIZAWA従業員に対して、暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。

６．宿泊しようとする者が騒音、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。宿泊者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

７．禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防上、障害となる行為を行ったとき。

８．一時的であると否とにかかわらず宿泊契約者以外の者を客室に立ち入らせたとき。

９．館内に以下のものを持ち込んだときまたは持ち込もうとしたとき。

・拳銃
・刀剣類
・著しく悪臭を発する物品
・著しく大量の物品
・発火、引火しやすい物（火薬や揮発油）
・植物・動物・昆虫その他これに類するもの
・その他，法令により所持が禁止されているもの

１０．LEPO KARUIZAWAの備品または物品をLEPO KARUIZAWAの外に持ち出し、またはLEPO KARUIZAWA内の別の場所に移動したとき。
１１．建物または諸設備に、変更・改造・改変を行なおうとしたとき。
１２．ホテル内で他の宿泊者，来訪者または従業員に対し，広告物，物品を配布する行為、宗教活動（布教・勧誘）または営業行為を行ったとき
１３．他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。
１４．その他LEPO KARUIZAWAが定める利用規則に従わないとき。

第７条　（宿泊の登録）
宿泊客は、宿泊日当日、LEPO KARUIZAWAのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
・宿泊客の氏名、年令、性別、住所、連絡先電話番号及び職業
・外国人にあっては、国籍、パスポート番号、パスポートのコピー、または携帯電話等カメラによるパスポートの写真撮影
・出発日及び出発予定時刻
・その他LEPO KARUIZAWAが必要と認める事項

第８条　（客室の使用時間）
宿泊客がLEPO KARUIZAWAを使用できる時間は、午後３時から翌日午前１０時までの通りとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

２．LEPO KARUIZAWAは、前項の規定にかかわらず、最大１２時まで同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には１時間につき２０００円の追加料金を現金でお支払いいただきます。

第９条　（利用規則の遵守）
宿泊客は、LEPO KARUIZAWA内においては、LEPO KARUIZAWAが定めた利用規則に従っていただきます。

第１０条　（料金の支払い）
宿泊料金等の支払いは、LEPO KARUIZAWAが指定した日までに銀行振り込みにてお支払いいただきます。

２．LEPO KARUIZAWAが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合及び宿泊期間中，任意に宿泊を中止した場合においても、全日分の宿泊料金を申し受けます。

第１１条　LEPO KARUIZAWAの責任
LEPO KARUIZAWAは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それがLEPO KARUIZAWAの責任の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

２．LEPO KARUIZAWAは、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

第１２条　（契約した客室の提供ができないときの取扱い）
LEPO KARUIZAWAは、天変地変、または前日の宿泊者による破壊、汚損等によりやむを得ず宿泊が提供できなくなった場合、頂いた宿泊料金を全額返金することで契約解除させていただきます。その他の違約金・慰謝料などはお支払いできないことをご了承ください。

第１３条　（寄託物等の取扱い）
LEPO KARUIZAWAは、宿泊客がLEPO KARUIZAWAにお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品などを一切預かりません。

２．外出される際には必ず貴重品を身につけてお出掛けください。宿泊客が、LEPO KARUIZAWAにお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品若しくは携行品については，盗難、紛失、損失に対して、LEPO KARUIZAWAは、その損害等について一切の責任を負いませんので、十分ご注意下さい。

第１４条　（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）
宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は 携帯品がLEPO KARUIZAWAに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、LEPO KARUIZAWAは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分します。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分します。

第１５条　（駐車の責任）
宿泊客が，LEPO KARUIZAWAの駐車場をご利用になる場合、車両の盗難、事故、破壊、汚損等につきまして、LEPO KARUIZAWAでは一切の責任を負いませんので、十分ご注意下さい。

第１６条　（宿泊客の責任）
宿泊客の故意又は過失によりLEPO KARUIZAWAが損害を被ったときは、当該宿泊客はLEPO KARUIZAWAに対し、その損害を賠償していただきます。

第１７条　（免責事項）
LEPO KARUIZAWA内からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、LEPO KARUIZAWAは一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用にLEPO KARUIZAWAが不適切と判断した行為により、LEPO KARUIZAWAおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表 1 : LEPO KARUIZAWAキャンセル規定（第5条関係)

契約解除の通知を受けた日ならびにその際の宿泊料金に対するキャンセル料金率（1円未満切り捨て）	
不泊 & 当日	100%
7日前から1日前	70%
14日前から8日前	50%
21日前から15日前	30%
22日以前	0%

ただし、宿泊客の指定する銀行口座への振込にかかる手数料をマイナスした金額となります。
また、宿泊客がオンライントラベルエージェントを経由して予約を行っている場合は、それぞれのエージェントにて設定されている違約金を優先的に適用するものとします。

付　則
この宿泊約款は、2023年月5月4日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。
但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。

以　上